

ウポポイ（民族共生象徴空間）及び国立アイヌ民族博物館  
ロゴマーク使用規約

平成31年3月25日 制定  
令和元年8月26日 改正  
令和2年2月14日 改正

（趣旨）

第1条 本規約は、ウポポイ（民族共生象徴空間）（以下「ウポポイ」という。）及び国立アイヌ民族博物館（以下「博物館」という。）のロゴマーク使用に関し、必要な事項を定めることを目的とする。

（ロゴマーク）

第2条 ロゴマークは、別紙に掲げるものとする。

（事務局）

第3条 ロゴマークの管理に係る事務局は、文化庁企画調整課とする。

（ロゴマークを使用できる者）

第4条 ロゴマークは、以下に掲げる者（次項において「国の行政機関等」という。）が、ウポポイ及び博物館のPRを目的とする自らの業務において使用することができる。

一 国の行政機関

二 地方公共団体

三 アイヌの人々の誇りが尊重される社会を実現するための施策の推進に関する法律第20条第1項に基づく指定法人（以下「指定法人」という。）

2 国の行政機関等以外の者は、次に掲げる場合に限り、ロゴマークを使用することができる。

一 国の行政機関等からの委託を受けて実施する事業等において製作する資料又は物品等に表示する場合

二 新聞、テレビ、雑誌等の報道関係機関が報道目的に使用する場合

三 ウポポイ及び博物館のPR推進に賛同し、そのための取組を実施しようとする者が、資料又は物品等を製作する場合

四 ウポポイの施設のテナント業者が、店舗等で使用する資材類へ使用する場合又はロゴマークを使用した商品を開発する場合。

- 3 第1項各号及び前項各号に掲げる者（以下「使用者」という。）は、別に定める「ウポポイ（民族共生象徴空間）ロゴマークマニュアル」及び「国立アイヌ民族博物館ロゴマークマニュアル」の用例に従い、ロゴマークを使用することができる。
- 4 使用者は、ロゴマークを無償で使用することができる。

（ロゴマークの使用の届出）

- 第5条 前条第2項第3号及び第4号に掲げる者は、事前に「ロゴマーク使用届出書」（様式）を、指定法人を経由して事務局に提出しなければならない。
- 2 指定法人は、前項の規定による届出書の提出があった時は、速やかに事務局に回付するとともに、指定法人は、届出書の内容を「ロゴマーク使用管理簿」に登録するものとする。
  - 3 前条第2項第3号及び第4号に掲げる者は、第1項の規定により提出した届出書の内容に変更がある場合は、指定法人を経由して再度事務局に届出書を提出しなければならない。

（使用の管理等）

- 第6条 事務局は、使用者に対し、ロゴマークの使用状況について報告を求め、又はロゴマークを使用した資料や物品等の提出を求めることができる。

（使用にあたっての禁止事項）

- 第7条 ロゴマークの使用にあたり、以下に掲げる事項を禁止する。
- 一 ウポポイ及び博物館のPR以外の目的に使用すること。
  - 二 別に定める「ウポポイ（民族共生象徴空間）ロゴマークマニュアル」及び「国立アイヌ民族博物館ロゴマークマニュアル」の用例以外の方法で使用すること。
  - 三 法令や公序良俗に反すると認められる方法で使用すること。
  - 四 特定の政治、思想、宗教の活動に使用すること。
  - 五 不当な利益等を得るおそれがあると認められる方法で使用すること。
  - 六 事務局に虚偽の届出をして使用すること。
  - 七 前各号に掲げるもののほか、ウポポイ及び博物館のPR推進の趣旨に反し、又は品位が損なわれるおそれがあるなど不適切な使用と認められること。
- 2 使用者が前項の規定に違反した場合、又は違反している疑いがある場合、事務局は、使用者に対し是正の指示を行うことができる。
  - 3 使用者が前条に規定する求め、又は前項に規定する指示に応じない場合、事務局は、使用者に対し、ロゴマークの使用を認めないものとする。

4 使用者が反社会的勢力であると事務局が判断したときは、一切の使用を認めないものとする。

(ロゴマークに関する権利)

第8条 ロゴマークに関する商標権(商標登録出願の番号:2018-149302、2018-149303)及び著作権(著作権にあっては、著作権法第27条及び28条の権利を含む。)は、文化庁が所有する。

(事故、苦情等の処理)

第9条 ロゴマークを使用した施策、事業、商品等に関する事故・苦情等が発生した場合は、使用者が自己の責任の下で必要な措置を講ずるものとし、事務局は使用者に生じる一切の損害について責任を負わないものとする。

(ロゴマークの利用の非独占性など)

第10条 本規約に基づくロゴマークの使用は、使用者が自己の商標や意匠とするなど、独占してロゴマークを使用する権利を付与するものではない。また、使用者又は使用者が製作する資料又は物品等について、事務局が推奨を行うものではない。

(規約の改定)

第11条 本規約は、事前の通知なく、必要に応じて改訂する場合がある。

(その他)

第12条 この規約に定めるもののほか必要な事項は、事務局が別に定める。

附 則

本規約は、令和2年2月14日から施行する。

(別紙)

ウポポイ（民族共生象徴空間）ロゴマーク



国立アイヌ民族博物館ロゴマーク

